

# 施設基準

令和7年4月1日より適用

○ 有床診療所入院基本料3

地域医療を担う有床診療所として、看護職員を1名以上配置しています。

○ 有床診療所急性期患者支援病床初期加算及び有床診療所在宅患者支援病床初期加算

夜間の診療応需態勢を確保し、体制を整備しています。

○ 入院時食事療養2

患者様への食事につきましては、病状・身体活動レベル・アレルギー等の特性について十分考慮のうえ、適正な栄養補給量の提供をいたします。

○ 夜間看護配置加算2

患者様の病状に係る看護計画を策定、病状にあった適切な看護を実施し、夜間における看護職員を1名以上配置し緊急時の体制を整えています。

○ 明細書発行体制加算（外来）

患者さまへ対し詳細な明細書を交付する体制を整えております。

○ 看取り加算

夜間の看護職員を1名以上配置しています。

○ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

在宅での療養を行っている患者様に対するかかりつけ医機能の確立及び在宅での療養の推進を図っています。

○ 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）

専任の常勤医師を1名以上、専従の常勤理学療法士又は作業療法士を計2名以上配置し、運動器疾患に対するリハビリテーション提供体制を整えております。

【 保険外負担 】

以下の項目について、その使用料、利用回数に応じた実費の負担(消費税を含む)をお願いしています。

当医院書式の診断書	1通につき	3,300円
付添寝具	1日につき	660円
病衣	1日につき	88円
テレビレンタル料	1日につき	156円

※自費の健康診断・検査等の費用は係にお問い合わせください。